

令和7年度 第13回行政会議 会議録

| | |
|-------|-----------------------------|
| 日 時 | 令和7年 11 月 25 日(火)午後1時 30 分～ |
| 場 所 | 行政会議室 |
| 出 席 者 | 別添「令和7年度第 13 回行政会議名簿」のとおり |

(注) 以下会議録については、守口市情報公開条例第7条に規定する非公開情報の考え方に基づき、該当すると考えられる部分は削除している。(※「(以下削除)」と記載した箇所)

| | |
|-----|--|
| 挨拶 | 瀬野市長 |
| 内 容 | <p>本日は 12 月議会への提出案件が中心。条例や補正予算をはじめ、指定管理の指定や契約案件など、重要案件がたくさんある。丁寧な説明に向け、万全の準備を行うこと。</p> <p>また、決算委員会関係として、これまで全庁的に協力していただいた少額随契に係る調査は、既に議会へ追加の報告書を提出したところ。決算特別委員会審査の早期再開に向けて、鋭意調整していく。</p> <p>今年も残すところあと1ヶ月あまり。引き続き、体調管理に努められたい。</p> |

【12 月市議会定例会 提出予定案件】

< 条例 >

| | |
|-------|---|
| 案 件 | 守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について |
| 説 明 者 | 長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | <p>建築基準法施行令の中で、「既存建築物の用途の制限」の項目が明確化されたことから、本市の条例についても関連条文に項ずれが生じるため、改正するもの。</p> |

| | |
|-------|--|
| 案 件 | 守口市都市公園条例の一部を改正する条例案について |
| 説 明 者 | 長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | <p>佐太陣屋公園については、現在整備中であり、今年度末に完成見込み。当該公園を都市公園として位置づけるもの。</p> <p>また、弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園についても、現在再整備中であり、今年度末に完成見込みとなっているが、2公園を統合して整備しているため、藤田西公園を条例から削除するもの。</p> |

<指定管理>

| | |
|-------|---|
| 案 件 | 守口市営住宅の指定管理者の指定について |
| 説 明 者 | 長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | 本市の市営住宅については、現在指定管理者により管理しているが、現行の指定期間が令和8年3月末をもって終了する。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、新たに指定管理者を指定する必要があり、指定管理者選定委員会での選定の結果、日本管財株式会社に指定しようとするもの。 |

| | |
|-------|--|
| 案 件 | 大枝公園外2公園の指定管理者の指定について |
| 説 明 者 | 長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | 指定管理者に管理させようとする施設について、前回は大枝公園、大宮中央公園、よつば未来公園、土居公園、下島公園(現在は廃止)の5施設であったが、今回対象とする施設は、大枝公園、大宮中央公園、よつば未来公園(東部エリアコミュニティセンターよつば未来体育室・会議室含む)の3施設とし、指定管理者を1つにして指定しようとするもの。 なお、指定管理者に指定しようとする団体は、もりぐち PARK パートナーズ。指定期間は令和8年4月1日から5年間。 |
| 質 疑 等 | (尾崎水道局長) 土居公園を削除した理由はあるのか。 (長田理事) 面積が 0.5ha しかなく、維持管理に特化した管理がなじむとの判断から削除した。 |

<契約>

| | |
|-------|---|
| 案 件 | 西部コミュニティセンター改修工事請負契約の締結について |
| 説 明 者 | 田中市民生活部長 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | 11月7日に入札参加9者による条件付き一般競争入札を執行した結果、契約の相手方となった西野建設工業株式会社が予定価格の範囲内で落札し、消費税込みの契約金額3億5,442万円で、同社と請負契約の仮契約を11月14日に締結。 工期は、議決の日の翌日から令和8年9月30日まで。 |

<補正予算>

| | |
|-------|--|
| 案 件 | 令和7年度守口市一般会計補正予算(第10号)について |
| 説 明 者 | 林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | <p>「1 歳入歳出予算の補正」については、以下のとおり。</p> <p><歳出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「庭窪コミュニティセンター整備事業」は、現センター解体工事に伴う石綿除去工事監視業務委託の履行期間が令和8年度にまたがるため、令和7年度予算を減額補正するとともに、新たに債務負担行為の追加を行うもの。 ・「国費等過誤納金還付事業」は、過年度の国庫負担金等において、実績報告を行い、返還額が確定したのものについて返還を行うため償還金を追加するもの。 ・「戸籍システム標準化構築事業」は、国の度重なる標準仕様変更等の影響により、戸籍システムの改修が令和8年度にまたがるため、令和7年度予算を減額補正するとともに、新たに債務負担行為の追加を行うもの。 ・「一時生活支援事業」は、利用者数及び宿泊施設の宿泊料の値上がりによる費用の増加により、当初予算を上回り、予算額に不足が生じる見込みとなったことから補正するもの。 ・「社会保障生計調査等事業」は、今年度厚労省が実施する「社会保障生計調査等事業」の調査対象自治体に本市が選定され、現在実施中であるが、国より増額された調査員報酬単価が示され、予算額に不足が生じる見込みとなったことから補正するもの。 ・「資源物ストックヤード整備事業」は、2度にわたり入札を実施したが落札に至らず、今年度中の完了が見込めなくなり、設計価格等を見直し、令和8年度に入札を実施する予定となったため、令和7年度予算を減額補正するもの。 ・「空き家対策事業」は、特定空家等に認定している建築物において、屋根及び外壁の崩落が確認され、危険性が高い状態であったため、空家法に基づき助言、指導、勧告を実施してきたが、相手方が当該指導等に応じず、放置すると危険であると判断し、行政代執行での解体工事を実施するために補正するもの。 ・「さくら小学校校舎増築整備事業」は、増築した校舎の学習環境を整備するため、設備及び物品の購入などに係る所要の経費を補正するもの。 ・「守口小学校施設整備事業」は、令和7年度中の校舎棟の竣工が見込めないことから、仕切り直しを行うため、令和7年度に実施予定であった新校舎への設備・備品の移設や、物品の購入に係る経費について、令和7年度予算を減額補正するもの。 |

| | |
|--------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「守口市立図書館受変電設備改修工事事業」は、入札を実施したが、落札に至らず、今年度中の完了が見込めなくなり、令和7年度予算を減額補正するとともに、新たに債務負担行為の追加を行うもの。 <p><債務負担行為> ※上記説明以外の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「守口市大枝公園外2公園指定管理事業(よつば未来体育室等)」は、指定管理者の候補者が選定されたため、その指定管理に係る期間、限度額で設定するもの。 ・「システム標準化に伴う健康管理システム連携機能構築業務委託事業」は、健康管理システムが標準化準拠システムに移行することに伴い、標準準拠システムには実装されていない機能等を令和8年5月末までに構築する必要があるため、新たに債務負担行為の追加を行うもの。 ・「守口市大枝公園外2公園指定管理事業(公園)」及び「守口市営住宅指定管理事業」は、指定管理者の候補者が選定されたため、その指定管理に係る期間、限度額で設定するもの。 ・「守口小学校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借事業(追加分)」は、令和7年度中の校舎棟の竣工が見込めないことから、現在使用中の仮設校舎の賃借期間も延長する必要があるため、新たに債務負担行為の追加を行うもの。 ・「守口小学校建設工事物価スライド等対応事業業務委託事業」は、守口小学校建設工事の工事請負契約において、当該契約書約款のスライド条項に基づき受注者から請求された請負代金額の精査に係る業務委託料を追加する必要があり、当該成果物の納期が令和8年となることから、新たに債務負担行為の追加を行うもの。 <p>最後に、「3 地方債の補正」は資料記載のとおり。</p> <p>なお、「八雲中学校区義務教育学校建設」の入札が不調に終わったことから、現在業者ヒアリングを実施しているところ。ヒアリングの結果をとりまとめた上で、必要性が生じた場合は当該工事に係る積算金額を現時点での実勢価格とする設計業務委託料の補正予算を今 12 月議会に追加提出する準備を進めていることを付け加えておく。</p> |
| <p>質 疑 等</p> | <p>(尾崎水道局長)</p> <p>「守口小学校建設工事物価スライド等対応事業業務委託事業」のような予算を過去にとったことはあるか。</p> <p>(長田理事)</p> <p>過去にはとっていないと思う。</p> <p>(尾崎水道局長)</p> <p>今回この方法をとらないといけない理由はあるのか。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(長田理事) 物価スライドを行っている工事は、12ヶ月以上の工事となるため、長期にわたる下水道事業が大半。下水の工事であれば直営で実施しているが、工種の数 が学校建設に比べると極めて少ない。学校建設の工事は資材の数も多く、複雑な業務で、見積りだけでもたくさん取る必要があり、これに関して委託をする。</p> <p>(尾崎水道局長) 工期は。</p> <p>(長田理事) 年度内は難しいため、令和8年5月頃までを想定している。</p> <p>(尾崎水道局長) 結果、守口小学校はいつ開校できるのか。</p> <p>(長田理事) 現在、保安全管理人と協議を進めているところ。まだ正確に協議を終えてはいないが、2学期から開校できる見通し。5月31日と議会にお示していたが、2学期から進めているところ。</p> <p>(平田こども部長) 八雲中学校区義務教育学校建設の不調は2回目か。</p> <p>(林企画財政部長) 2回目。</p> <p>(平田こども部長) 1回目は予算額を変えずに募集範囲を広げたということか。</p> <p>(林企画財政部長) 期間を21ヶ月から24ヶ月に延ばし、延長に伴う追加分として、1億6,900万円を増額し、条件も緩和して再度入札した。</p> <p>(平田こども部長) 1回目も業者ヒアリングは実施したのか。</p> <p>(林企画財政部長) 実施した。</p> |
|--|--|

| | |
|-------|--|
| 案 件 | 令和7年度守口市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)について |
| 説 明 者 | 増田健康福祉部長 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | <p>「補正予算額及び予算総額」は資料記載のとおり。</p> <p>「補正予算の内容」は、国の法改正に伴い、保険料の賦課項目に子ども・子育て支援金分を追加するための国保システムの改修について、完了が令和8年度になることが見込まれるため、当初は令和7年度に債務負担行為を設定し、完了後に一括で支払うことを予定していたところ。</p> <p>しかし、令和7年5月30日付けで国から令和8年度における国の財政支援が</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>現時点で未定であり、改修の完了が令和8年度となる場合も、令和7年度末までの進捗状況に応じて支払う契約とするなど、令和7年度中の所要額に対する補助金は、令和7年度に交付申請を行われた旨の連絡があった。これを受け、令和7年度中における進捗見込みを踏まえた所要額である 1,812 万8千円を補正しようとするもの。</p> <p>また、システムの一部において、新たに仕様が開示された部分の改修費用が、354 万2千円必要であり、併せて 2,167 万円を補正しようとするもの。</p> <p>次に、「債務負担行為の廃止」については、当該システム改修の予算について、令和7年 10 月 16 日付けで国から令和8年度における財政支援は現時点で未定であるものの、財政支援を行う場合も令和8年4月1日以降に契約するシステム改修費が補助対象になる旨の連絡があったことから、令和8年度実施分については新年度以降に再度契約することとし、廃止しようとするもの。</p> |
|--|---|

| | |
|-------|---|
| 案 件 | 令和7年度守口市特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)について |
| 説 明 者 | 増田健康福祉部長 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | <p>「補正予算額及び予算総額」は資料記載のとおり。</p> <p>「補正予算の内容」は、法改正に伴う後期高齢者医療システム改修について、当初予定していたスケジュール等は国保システムと同様。</p> <p>しかし、国保システムと同様に、令和7年度中の所要額に対する補助金は、令和7年度に交付申請を行われた旨の事務連絡をうけ、当該システム改修については、令和7年度中に完了する見込みが立ったことから、契約期間を令和7年度末までに変更し補正しようとするもの。</p> <p>「債務負担行為」については、国保システムと同様、契約期間を令和7年度末までに変更するため、廃止しようとするもの。</p> |

| | |
|-------|--|
| 案 件 | 令和7年度守口市下水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 説 明 者 | 宇都宮環境下水道部長(兼)下水道課長事務取扱 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | <p>補正内容は、以下のとおり。</p> <p>1点目は、現在継続費として実施している「大枝ポンプ場動力制御設備工事」についての補正。本工事における請負契約書第 25 条第 1 項(いわゆるスライド条項)に基づき、請負業者から賃金水準、物価水準の変動に伴い、契約金額の変更の請求があった。本協議を実施するため、継続費を変更し、資本的支出の工事請負費の補正を行うもの。この補正に伴い、本年度においては、資本的支出の建設改良費で 2,350 万7千円の増額補正を行うもの。なお、継続費については「2 継続費の補正」のとおり年割額を変更するもの。</p> <p>2点目は、債務負担行為の補正。埼玉県八潮市の陥没事故により、国から下</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>水道管路の全国特別重点調査の依頼があり、令和7年度補正予算第1号により実施した。調査結果は、約 11.2km 中、約 4.7kmが緊急度 I と判定された。これにより対策が必要と判断された管渠について、改修等を実施するため、設計業務を行うもの。本設計業務は、委託期間が 12 カ月に及ぶため、「3 債務負担行為の補正」のとおり債務負担行為を追加する補正を行うもの。</p> |
|--|---|

【報告】

| | |
|-------|--|
| 案 件 | <p>カスタマーハラスメントに関する実態把握にかかるアンケートの実施について</p> |
| 説 明 者 | <p>西岡総務部長</p> |
| 提出資料 | <p>有</p> |
| 内 容 | <p>近年、顧客などからの暴行やひどい暴言、不当な要求など「カスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)」が社会問題化しており、国においても、カスハラへの対策が規定された改正労働施策総合推進法が令和7年6月に可決されるなど、カスハラ対策が求められている。</p> <p>本市では平成 31 年2月に「不当要求行為対応マニュアル」を策定し、不当要求行為への対応については、同マニュアルに基づき実施していたが、策定から7年が経過し、社会状況も変化する中で、同マニュアルでは対応しきれないような様々な事象も想定されうることから、カスハラの実態把握や課題の抽出を目的として、職員等を対象にアンケートを実施しようとするもの。</p> <p>アンケートは本市職員のほか、窓口業務委託事業者や指定管理事業者、派遣職員の方々についても対象者に含むこととし、幅広い声を拾いたいと考えている。各部署においてはアンケートへの回答について、市職員、委託事業者等への周知の協力をお願いしたい。</p> <p>アンケート内容については、別添資料のとおり。アンケート項目については、昨年度に総務省が地方公共団体職員を対象に実施したハラスメントに対するアンケート調査項目をもとに作成。</p> <p>本市職員については、庶務事務システムのアンケート機能を活用し、無記名で実施。委託事業者等については、総務課から各所属に別添資料をデータ配布し、業務責任者経由で対象者へ配布、集約をお願いしたい。</p> <p>今後の想定は、アンケートを 12 月に入ってから実施し、それを年明けに集計結果を分析した上で、年度内を目途にカスハラに対する市の姿勢などを定めた「カスタマーハラスメント対策基本方針」の策定を考えている。</p> <p>その後、アンケートの結果等を踏まえ、「不当要求行為対応マニュアル」についても必要に応じて加筆修正を行う予定。</p> |

| | |
|-------|---|
| 案 件 | 守口市くらしの応援商品券について |
| 説 明 者 | 田中市民生活部長 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | 10月28日から本庁舎7階701会議室に事務局を設置し、すでに業務を実施。対象世帯は令和7年9月1日時点で、本市の住民基本台帳に記載のある全世帯。内容は、1世帯1冊4,500円分の商品券に係る引換券を無料配布するもの。引換期間は、令和7年12月17日(水)から令和8年2月27日(金)までとし、利用期間は引換期間と同じ。引換場所は前回同様、事務局を含め約40ヶ所を予定。資料の案内を引換券に同封し、12月初旬から順次全世帯あてに発送予定。この事業の案内については、令和7年11月16日(日)より全戸へチラシ配布も行っているところ。 |

| | |
|-------|---|
| 案 件 | (仮称)守口市手話言語条例案のパブリックコメントの実施について |
| 説 明 者 | 増田健康福祉部長 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | <p>制定の趣旨は資料に記載のとおり。手話言語に対する理解の広まりや「手話に関する施策の推進に関する法律」の施行により、本市においても手話を使用しやすい環境を整備することで、聴覚障がいのある方々を含むすべての人が安心して暮らせる共生社会の実現を目指すために、(仮称)守口市手話言語条例案を制定しようとするもの。</p> <p>この度、市内関係団体との意見交換や障がい者自立支援協議会への意見聴取を経て条例案が完成したことから、市民の皆さんにより幅広く意見を聴取するため、本日11月25日から12月25日までの間でパブリックコメントを実施する。</p> <p>なお、本日から意見聴取を行うため、事前に議会には報告済み。募集要領、条例案は、資料のとおり。</p> |

| | |
|-------|---|
| 案 件 | 守口市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)の策定に係るパブリックコメントの実施について |
| 説 明 者 | 増田健康福祉部長 |
| 提出資料 | 有 |
| 内 容 | <p>新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示した計画。</p> <p>まず、「策定の経緯」として、資料に記載のとおり、特措法に基づき、平成25年度に国の行動計画と、府の行動計画がそれぞれ策定された。そして、先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、令和6年7月に国の行動計画が抜本的に改定され、これを受け、府の行動計画も令和7年3月に改定。</p> <p>「守口市の動き」について、特措法において、市町村は都道府県計画に基づき、市町村計画を策定するものとされていることを受け、平成26年2月に策定し</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>た市の計画について、今般の改定を受け、本年度において新たに改訂版を策定するため着手してきたところ。改定にあたっては、国から府を通じて作成手引きが提示されており、このひな形をベースに作成した。</p> <p>「策定経過」は資料記載のとおり。なお、8月21日から9月1日までの間、内容について内部系業務システムで全庁照会を実施。</p> <p>「今後の予定」として、答申を受けた素案について、市民の皆さんに広く周知及び意見照会を行うため、令和7年12月16日から令和8年1月15日までの間、パブリックコメントを実施する予定。</p> <p>なお、パブリックコメントの実施にあたっては、この後、実施までの間に議会に報告するとともに、パブリックコメント終了後は聴取した意見などを踏まえ、適宜素案に反映し、令和7年度中に市行動計画(第2版)として策定予定。</p> <p>市行動計画(第2版)の主な内容については、資料に記載のとおり。</p> <p>なお、巻末にその他参考資料として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時において本市が実施したワクチン接種の実例を踏まえ、当時の会場レイアウト図などを掲載する予定。</p> |
|--|--|

【その他】

| | |
|------|---|
| その他 | — |
| 説明者 | 上甲危機管理監 |
| 提出資料 | 無 |
| 内 容 | <p>ハザードマップの改正を行う。</p> <p>12月中旬以降に正式に市民等に対して公表予定。</p> <p>変更点は、これまでハザードマップの中に指定していた内水氾濫について、この度、水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨があった場合の範囲に合う深さを想定し、改めて見直すもの。</p> |

| | |
|------|---|
| その他 | — |
| 説明者 | 林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱 |
| 提出資料 | 無 |
| 内 容 | <p>机上に配布している「10月24日開催の行政会議議事録」について、以前、要約した議事録を一度配布したが、企画課へ発言内容の追加等の申し出があったため、そういった点を追加修正し、ほぼ全文を要約したもの。</p> <p>この議事録の取扱は、右肩に「※取扱注意」と記載しており、発言者の趣旨に誤りがないかの確認のために配布したもので、情報の取扱には注意願いたい。</p> <p>ただし、行政会議の議事録の「公表」については、これまで法制文書課と協議・調整を行ってきた結果、公表版の議事録には、議論になった事項と、それに対する質疑・回答があったことを示す、「概要版的な内容」とする。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>このような取扱いとした理由は、守口市情報公開条例第7条にある、情報の非公開情報の趣旨にのっとったもの。その理由は主に以下の4点。</p> <p>1点目は、同条例の一号の、個人に関する情報が含まれ、個人を特定される恐れがあること。</p> <p>2点目は、二号の、公にすることにより、法人等の権利、競争上地位その他不当な利益を害する恐れがあること。</p> <p>3点目は、三号の公にすることによる、捜査への影響という点。</p> <p>4点目は、四号の現在、庁内調査を進めている中で、公にすることにより市民の間に混乱を生じさせるおそれがあること。</p> <p>こういった点から、このような対応を取るべきと判断したものであるため、ご理解願いたい。</p> |
| <p>質 疑 等</p> | <p>(平田こども部長)</p> <p>公表するものと本日配布されたものは異なる内容ということか。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>そのとおり。</p> <p>先ほど理由を説明したとおり、個人の特定や業者に不利益が生じる恐れ、混乱が生じる恐れ等のような観点で法制文書課と協議し、「概要版的な内容」で公表するという判断に至った。</p> <p>本日配布したものは、各発言者の発言内容が正しく反映されてるかどうかを確認してもらうために配布した。</p> <p>(平田こども部長)</p> <p>この間の行政会議の内容は、ある職員には私から話しているが、未定稿の議事録について、この場限りで留めておくということか。それであれば、調整等関係なく、そのまま全部残しておいてもらいたい。全文筆記のまま残しておけば一番問題が生じないと思っている。</p> <p>先ほど説明があったとおり、捜査の影響や法人の権利、個人の特定、庁内調査の市民の影響等を考慮してとのことだったが、捜査があった際には行政会議も調査の対象になってくると考えている。それであれば、「概要版的な内容」しか警察には提出できないということなのか、または音声も含めて全て提出するということなのかはわからないが、いずれにしても慎重に全情報をしっかり残しておいていただきたい。</p> <p>(助川議会事務局長)</p> <p>公務員の職務に関する情報は、原則公開になっている。例えば、私的な部分が個人情報になるのかもしれないが、職務である行政会議の出席者は毎回公開されている。そのため、どの部分が個人情報で非公開となるのか等をまとめてほしい。</p> <p>議会へ説明する際も、本日配布された議事録は見せれないということになると思うが、非公開とする判断について、情報公開と同じ取り扱いをしているように</p> |

感じる。議会からもこの内容について、聞き取りしたいという要望書が出ている。その中で、原則公開であるにも関わらず、説明があったような理由で非公開にできるのか。

また、捜査への影響との説明があるが、どの部分が捜査に影響があるのかも明確にしてほしい。例えば、今回の関連業務に関する情報公開請求があった際には、起案文書は公開されると思う。起案文書の中には、担当者名等が記載されているが、この情報はすべて非公開とするのか。類推される個人情報との説明があったが、今回の教育委員会の案件で起案文書の情報提供を議会が求めたとしても、公開できないのか。議会からも情報提供を求めるような話が出ているので、法制文書課の見解について、文書で共有いただきたい。

(林企画財政部長)

先ほど説明した4点の理由がどの部分を示すのかということ、具体的に示されたいという指摘か。

(助川議会事務局長)

公務員に関する情報であっても例外的に、公にすることにより、当該個人の生活上の権利を害するものがあるものは非開示となっている。つまり、原則として業務については、広く市民に公開していかなければならない。情報公開では、市民の知る権利があり、非公開にするということはその権利を阻害している。行政会議内での議論は職務上のことであるが、非公開の理由となる生活上の利益を害するというに該当するのか。

百条委員会についても同じだが、非公開情報が多いことが現在、議会でも議論になっている。情報公開制度は請求者に対する制度であるため、同じ考え方をするのではなく、原則公開ということ念頭に、しっかりと整理していただきたい。

(瀬野市長)

今指摘のあった内容については、整理したらいい。

ただ、本日配布した内容については、直ちに公開はしないという判断をしているため、議会から請求等があった場合には、どこまで公表するのか判断しないといけないと思っている。

そのため、本日配布した内容については、各部局長限りで留めておいていただき、コピー等を渡すようなことは避けていただきたい。

(平田こども部長)

行政会議の内容は広く公表されるという認識であり、会議の内容について、すでにある職員には伝えているがその取り扱いはどうなるのか。

(瀬野市長)

会議内容の概要を伝えた程度であれば問題ない。

(平田こども部長)

もう少し具体的に伝えている。

(助川議会事務局長)

議会に説明する際、私の見解であれば公開できる情報と考えているため、先ほど説明のあった非公開事由に該当するのであれば、説明ができなくなる。この案件について、少額随契に関する起案文書の請求があれば、起案担当者氏名を含め公開されるのに、なぜ行政会議の部分だけ非公開になるのかがわからない。

(瀬野市長)

法制文書課と調整したうえでの見解。

(林企画財政部長)

起案文書については、担当者氏名を含め、情報公開請求があれば公開する。しかし、今回の議事録の中だと、推測的な内容が含まれていたり、(以下削除)職員のことであったりと、個人が特定されるような発言もあったため、配慮が必要と考えている。

(平田こども部長)

その推測的な理由で非公開としている部分を皆知りたい。非公開となると情報を得られないので、議事録の公表を職員は待っている。非公開事由として説明のあった内容では、発言者の立場を守っているようにしか聞こえない。10月30日の議事録もしっかりと出すように。

(助川議会事務局長)

もうオープンになっているが、議会のほうには、職員から実名でこの内容について要望書が出ている。要望書が出ていて、公開する起案文書の準備等で動き出している状況であるにも関わらず、本日配布された議事録をこの場限りにしてほしいというなら、しっかりと理由を示してほしい。そうしなければ、議会もこの議事録について、動かざるを得ないと思う。

(尾崎水道局長)

説明の手法として提案するのであれば、本日配布された議事録は企画課ベースで作成したものであるため、全ての発言を記載していると思う。もしこれを情報公開請求された場合に、非公開としなければならない部分について、先ほどの説明内容をもとに、法制文書課が理由と一緒に示せばいいのでは。「概要版的な内容」で公開するという説明になると、非公開にする理由が分かりにくいと思う。

(助川議会事務局長)

そのように示してもらえると分かりやすい。ただ、行政会議と情報公開条例とは異なるという点に留意した上で、検討いただきたい。

(林企画財政部長)

その要望書というのは職員個人から提出されたものか。

(助川議会事務局長)

職員個人から提出されたもの。その内容について、現在議会も動いている。

| | |
|--|--|
| | <p>教育の工事関係等色々と出ているので、可能な限り行政会議であったことも公表してほしい。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>尾崎水道局長の提案内容については、整理しておく。</p> <p>(尾崎水道局長)</p> <p>当初の資料に掲載されていた「少額随契調査チーム」については、先延ばしになるのか。それとも、行政会議に諮る必要がないということか。</p> <p>(長田理事)</p> <p>現在、議会とも相談中であり、その調整が終わってからになる。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>先ほどの平田こども部長の話だが、議会に提出してよいという形で整理された資料は、内部でも共有してよいということか。本日配布されたものはこの場限りにおいて、整理できた段階でその内容については職員にも伝えてよいということか。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>そのとおり。</p> |
|--|--|

| | |
|---------|---|
| そ の 他 | — |
| 説 明 者 | 瀬野市長 |
| 提 出 資 料 | 無 |
| 内 容 | 12月4日から市議会定例会が始まる。議会への説明等、しっかりと準備をお願いします。 |